
債権管理・債務管理・支払管理オプションの「消費税改正」に伴う 汎用データ受入形式の変更点

債権管理・債務管理・支払管理オプションの消費税改正「消費税10%・軽減税率」対応に伴う、変更点をご説明します。

- 対象製品および機能搭載バージョン
- 製品上の対応
- 汎用データ受入（伝票）に関連する、お客様・パートナー様の対応

【対象製品および機能搭載バージョン】

	<u>奉行10</u>	<u>奉行8</u>
・ 債権管理オプション	Ver. 3.27	Ver. 2.69
・ 債務管理オプション	〃	〃
・ 支払管理オプション	〃	〃

※ 上記のバージョン情報は予定のため、変更になる可能性があります。

【製品上の対応】

新税率10%施行日（2019年10月1日）以後での8%軽減税率の取引入力のため、「税率種別」項目を新たに追加しました。

<u>取引内容</u>	<u>税率種別</u>	<u>税率</u>
・ 軽減税率の取引	1：軽減	8%
・ 上記以外の新税率の取引	0：標準	10%
・ 経過措置の取引（旧税率）	0：標準	8% または 5%

○ 『8%軽減税率の取引』を登録する際は、「税率種別」項目に「1：軽減」を設定します。

○ 勘定科目または補助科目に「税率種別」を設定できます。

例1) 会議費のお茶代

「会議費」の補助科目「茶菓子代」の税率種別に「1：軽減」を設定します。

例2) 飲食料品を取り扱う事業者の売上げ・仕入れ

勘定科目「売上高」「仕入高」の税率種別に「1：軽減」を設定します。

○ 伝票の汎用データに「税率種別」を設定していない（空白の）場合には、勘定科目または補助科目にしたがって設定されます。

※ 伝票日付が2019年10月1日より前の場合は、必ず「0：標準」で設定されます。

また、「税率」を設定していない（空白の）場合には、伝票日付と「税率種別」をもとに設定されます。

<u>伝票日付</u>	<u>税率種別</u>		<u>受入結果（税率）</u>
・ 2019年10月1日より前	0：標準	➡	8%
・ 2019年10月1日以後	0：標準	➡	10%
・ "	1：軽減	➡	8%

○ 製品上の「税率」表記が変更されます。

例) 「8.0%」→「8%」

【 汎用データ受入（伝票）に関連する、お客様・パートナー様の対応 】

伝票データの汎用データ受入で、『8%軽減税率の取引』を取り込む機能が搭載されます。

※ 新たに「税率種別」の受入記号（受入項目）が追加されます。

《伝票データ》

債権伝票・債務伝票・即時支払伝票

《お客様・パートナー様の対応》

『新税率10%の取引』だけで『8%軽減税率の取引』を取り込まない場合には、今までの受入形式のまま**変更の必要はありません。**

『8%軽減税率の取引』や『経過措置の取引』を取り込む場合には、以下のいずれかで対応が異なります。

- ・ 勘定科目または補助科目の「税率種別」の設定にしたがう
- ・ 汎用データで「税率」を必ずセットする

■ 勘定科目または補助科目の「税率種別」の設定にしたがう場合

- 『8%軽減税率の取引』を取り込む場合には、
事前に、勘定科目または補助科目に「税率種別（1：軽減）」を設定します。
※ [勘定科目登録]メニュー・[補助科目登録]メニュー

- 受入項目「税率」の対応は、今まで値をセットしているかにより異なります。

▼ 「税率」をセットしていない場合

▼ 『経過措置の取引』の場合だけ「税率」をセットしている場合

※ 『新税率の取引』の場合は「税率」をセットしていない場合

→ **変更の必要はありません。**

▼ 「税率」を必ずセットしている場合

→ 『新税率の取引』『8%軽減税率の取引』の場合は、**「税率」をセットしないように変更します。**

■ 汎用データで「税率」を必ずセットする場合

- 『8%軽減税率の取引』を取り込む場合には、
汎用データに、新たに**「税率種別」の受入記号（受入項目）**を追加します。
また、取引内容に応じて値をセットします。

- ・ 8%軽減税率の取引 → 「1：軽減」
- ・ 新税率の取引 → 「0：標準」または「空白」
- ・ 経過措置の取引 → //

- 施行日以降、受入項目「税率」には取引内容に応じて値をセットします。
 - ・ 8%軽減税率の取引 → 「8」
 - ・ 新税率の取引 → 「10」
 - ・ 経過措置の取引 → 「8」

「税率区分コード」項目を利用の場合

「税率区分コード」項目は、今まで当項目をお使いの方向けの下位互換用の項目です。そのため、新税率（10%、8%軽減税率）には対応していません。

《お客様・パートナー様の対応》

「税率区分コード」項目では、新税率（10%、8%軽減税率）のセットができないため、前ページを参考に「税率」項目に置き換えてください。

ここでは、暫定的に運用対応する方法を説明します。

- 『8%軽減税率の取引』を取り込む場合には、事前に、勘定科目または補助科目に「税率種別（1：軽減）」を設定します。
※ [勘定科目登録] メニュー・ [補助科目登録] メニュー
- 受入項目「税率区分コード」の対応は、今まで値をセットしているかにより異なります。
 - ▼ 「税率区分コード」をセットしていない場合
 - ▼ 『経過措置の取引』の場合だけ「税率区分コード」をセットしている場合
※ 『新税率の取引』の場合は「税率区分コード」をセットしていない場合
→ **変更の必要はありません。**
 - ▼ 「税率区分コード」を必ずセットしている場合
→ 『新税率の取引』 『8%軽減税率の取引』の場合は、**「税率区分コード」をセットしないように変更します。**